

◎桐生市議会情報番組「K J」第6回放送

平成26年3月3日（月）放送

〈市議会PR〉

相沢議長 次は、第2部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧下さい。

周東副議長 今回は、第4章の「市民に開かれた議会」の後半を、説明致します。章の後半の13条 議長定例記者会見の実施、14条 議会への市民傍聴の促進、15条 採決の明確化の3つの条文について、説明に入りたいと思います。それでは、まず第13条 議長定例記者会見の実施について、森山議員、条例を朗読して下さい。

森山議員 はい、それでは、第4章の第13条を朗読します。
第13条（議長定例記者会見の実施）議会は、議長の定例記者会見を 実施します。
以上です。

周東副議長 はい、ありがとうございます。第4章の第13条を朗読して頂きましたが、この議会基本条例の、パブリックコメント用にまとめた、逐条解説に示した、この部分の解説を、園田議員から紹介してもらいます。

園田議員 はい、わかりました。本条では、議長の定例記者会見について、述べています。現在、年4回開催する定例会の終了後に記者会見を実施して、議長による情報発信を行います。

相沢議長 はい、記者会見とは、一つの場所で、複数のマスコミの記者に対して発表や説明を行い、質問の受け答えをするわけですが、通常は、マスコミ側が主催するそうですが、私たち議会が主催し、情報発信をしようとするものであります。

周東副議長 市長は、定例記者会見を、特別会議室で毎月行っていますが、議会として、3月、6月、9月、12月と、年4回の定例会開催後に、議長の記者会見をやっているところは、まだ少ないと思います。しかし、地方分権の流れや、二元代表制という観点から、議会としての情報発信は、これから重要になっていくと思います。

相沢議長 その通りです。議長として、しっかり取組んでまいります。それでは、次の第14条に移ります。今度は、園田議員に、第14条の議会への市民傍聴の促進を、朗読して頂きます。お願いします。

園田議員 はい、それでは、第14条を朗読します。
第14条（議会への市民傍聴の促進）議会は、多くの市民傍聴を促進するための研究を進めます。以上です。

相沢議長 はい、ありがとうございます。第14条を朗読して頂きましたが同様に解説を、森山議員から紹介してもらいます。

森山議員 はい、本条では、議会への市民傍聴の促進について述べています。議会は、本会議や委員会への、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努め、傍聴しやすい環境づくりについての研究を進めることを定めています。

周東副議長 はい、市民傍聴の促進における、市民の傍聴意欲を高める議会運営と、傍聴しやすい環境づくりの研究は、「開かれた議会」「議会への市民参加」という目標を、実現する意味から重要です。

相沢議長 そうなんです。地方自治の、その中心にいるべき市民が、まず、本会議や委員会の意味や重要性を認識して、市民の代表としての議員が、市民の声を反映し、どの様な判断を下しているのかを知る、重要などころであると思います。「多くの市民傍聴を促進するための研究」は、

最重要課題として、取組んでまいります。

周東副議長 それでは、つぎの第15条に移ります。今度は、森山議員に朗読をお願い致します。

森山議員 はい、それでは、第15条を朗読します。

第15条 (採決の明確化)

第1項 議会は、採決の明確化を図るため、原則として各議員の採決に関する表決を公開します。

第2項 議会は、電子採決導入について、調査・研究します。

以上です。

周東副議長 はい、ありがとうございます。第15条を朗読して頂きましたが、解説を、私の方から紹介します。本条では、市民に分かりやすい採決について、述べています。

第1項 議員が、議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを「表決」といい、議長が表決をとることを「採決」といいます。議員の賛成・反対の意思表示を明確化することで、議案などに対する議員個々の判断について、市民が的確に評価できる情報を提供することを定めています。具体的には、市議会だよりや市議会ホームページに、各議員の採決に関する表決結果を掲載します。

第2項 電子採決の導入は、議案などに対する採決の際に誰がどのような判断をしたか、すぐに明らかにできるなどのメリットがあります。市民に開かれた議会の実現のため、更なる調査・研究を進めることを定めています。

相沢議長 はい、この15条ですが、第1項の議員の提出議案に対する、表決の結果は、平成23年第4回定例会12月議会から、議会だよりに掲載し、翌24年第1回定例会3月議会からは、議会だよりに加えて、桐生市ホームページの桐生市議会のところにも、掲載するようにしました。リスナーの皆さんも、是非、確認をして頂ければ幸いです。また、電子採決については、議会でも調査、研究を現在進めております。

森山議員 そうですね、現在、議会だよりやホームページに掲載している表決の結果は、議会事務局の職員の皆さんが、各議員が、どの様な表決をしたのか、目で見えて記録し、纏めています。本来の事務手続きとすれば、議員が表決した結果が自動的に記録できる、電子採決を優先するべきであると思います。議会としても、積極的に検討する必要があります。

園田議員 私も、そう思います。先進地を見ますと、スマートフォンを利用して、電子採決を取り入れている例もあります。但し、押し間違いや誤作動により、誤った表決を示して、混乱した例も聞いています。その点を充分注意して、導入に向け、調査・研究をしていただきたいと思います。

周東副議長 はい、ありがとうございました。それでは、議会基本条例の第4章の「市民に開かれた議会」のところは、これで終了とさせていただきます。以上、第2部桐生市議会のPRのコーナーでした。

〈一般質問：園田恵三〉

周東副議長 それでは、一般質問のコーナー前半を、園田議員、お願い致します。

園田議員 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成12年第1回定例会3月議会で行いました「ふるさと大使事業・ふるさと情報便事業について」であります。

周東副議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

園田議員 はい。桐生を離れ生活している多くの方々には、望郷の念を持ち続けているのではないかと、考えています。私は就職をして、ふるさとを離れ約12年、東京で生活していました。ふるさと桐生に対する思いは、いつも、心の中にありました。ふるさとを離れ、活躍している方々を大使に任命し、桐生との繋がりを持ち続けていただいて、桐生市の施策に対する助言や、意見をいただきたい思いから、今回、テーマとして選びました。

周東副議長 わかりました。それでは、まず、ふるさと大使とはどういうものなのか、リスナーの皆様、説明をお願いいたします。

園田議員 はい。桐生ふるさと大使とは、お住まいのまちで桐生市のPRをしていただくなか、外からみた桐生市への意見・感想を寄せ、また広報きりゅう「Myふるさときりゅう」への投稿などを行います。対象となる人は、県外に住んでいて、桐生市の出身者や桐生市に住んだことがあり、桐生市をふるさとと思っている人たちです。

周東副議長 ありがとうございます。では、実際に、どのような質問をされたのか、教えてもらえますか。

園田議員 はい。桐生で生まれた方の多くが、18歳の春までは、自然豊かな桐生で育つわけでございます。その後、ある者は大学へ、そして、就職で桐生を離れ、遠くで過ごす方も大変多いわけです。桐生を離れて生活する人にとって、桐生の思い出は忘れがたく、そして、年月とともに、望郷の念が募るものでございます。そういう中で、甲子園の、あのスタンドの姿が、地方出身者の望郷の思い、まさに、そのものだと思います。私も、平成11年、夏の甲子園大会の決勝戦を、応援させていただきましたが、アルプススタンドで、桐生出身の私のいところに、ばったり会いました。話をすると、毎試合、群馬県人の人達が、50名近くも応援に来てくれたということでした。望郷の念、そして、生まれた出身地との繋がり、強いものだと思った次第であります。そこで、桐生出身者を大使に任命し、PR、あるいは市への提言や、意見での一役を買ってもらおうという、ふるさと大使制度創設の考えがないか、という質問をいたしました。

周東副議長 どのような回答が、返ってきましたか。

園田議員 はい。現在、機構改革により、当局の呼び名が変わってしまいましたが、企画部長の答弁は、大変ユニークな制度で、意義深いものがあると考えている。市制施行80周年の記念事業の中で、前向きに検討してまいりたい、ということでした。

周東副議長 なるほど。このやり取りがあって、現在の、ふるさと大使事業があるのですね。平成23年に行われた、市制施行90周年記念事業でも、ふるさと大使を招き、市長との対談の中で、さまざまな意見を寄せていただきましたね。これからも、ふるさと大使の皆様御活躍を期待します。それでは次に、ふるさと情報便について、お願いいたします。

園田議員 はい。この事業は、私が平成3年当時の一般質問で、桐生市出身者の多くが、桐生の現状を知りたいがっているはずだ、ということをお願いしまして、平成3年7月から、ふるさと情報便事業が実施されたものであります。その、ふるさと情報便の送付実績や送り先の状況、そして市民への周知、PRについて、どのようにされているのかを、質問いたしました。

周東副議長 当局からの回答は、どうでしたか。

園田議員 はい。企画部長の答弁は、まず、送付実績や送り先の状況として、この3年間の状況は、平成9年度が20件、10年度が19件、11年度が7件となっている。事業を実施した、平成3年度からの9年間の平均は、年間約21件となっており、送り先の状況については、平成10年度までは、ドイツ、ベルギー、ケニアなど、国外に住む人への希望もあったが、平成11年度からは、国内のみとなっている。具体的な送り先は、栃木県、三重県、山形県、神奈川県、長野県などである、という答弁でした。そして、続いての答弁では、市民へのPRについては、毎年、広報紙を通じて、年度始めに行なっているが、少しずつ希望者が減り、平成12年現在では、6件のみの希望者となっている、という答弁でした。また、平成12年4月からは、ホームページで広報紙を掲載していることや、市民から1年間分の切手を預かっているため、郵送料金の改正などに対応できない状況もある。そのようなことから、ふるさと情報便事業については、広報紙を送付するのではなく、他の刊行物、例えば、グラフ桐生や市勢要覧など、別なものの送付について、今後、検討していきたい、という答弁でした。

周東副議長 わかりました。これからも、桐生市の魅力が広く、国内外に伝わることを期待します。

園田議員、ありがとうございました。

〈一般質問：森山享大〉

相沢議長 では、続いて、一般質問のコーナーの後半は、森山議員、お願いします。

森山議員 私が、皆様に紹介したい一般質問は、平成20年第2回定例会6月議会で行いました「桐生市のオリジナルマスコットについて」であります。

相沢議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

森山議員 はい。当時桐生市には、マスコットキャラクターが存在していませんでした。日本一の子育て都市を目指す桐生市にとって、子供たちの笑顔の源になり得る、桐生市のオリジナルマスコットが必要だとの思いで、現在に至るまで、幾度となく、マスコットキャラクターに関する一般質問をしてきました。オリジナルマスコットができることにより、子供たちが桐生に興味を持ち、桐生を好きになる。また、各メディアで取り上げられることによる桐生市のPR、及び、観光地としてのPR、グッズ販売など経済波及効果による産業の創出が期待できると考え、テーマとして選びました。

相沢議長 わかりました。それではまず、どのような質問を展開したのか、教えてもらえますか。

森山議員 はい。平成20年の3月に末広通りで行われた、G-FIVEロード誕生、1周年記念イベントのことでした。28年ぶりの末広通り、歩行者天国復活を、家族4人で遊びに行ってきた時のことです。そこには、たくさんの子供たちの笑顔が、まちにあふれ返っておりました。その笑顔の先には、群馬県のオリジナル戦隊G-FIVEと、群馬県警のマスコットキャラクター上州くんと、みやまちゃんでありました。私は、そこでふと、なぜ桐生市には、マスコットキャラクターがないのだろうと思いました。先程も申し上げましたが、日本一の子育て都市を目指す桐生市にとって、子供たちの笑顔の源になり得る、桐生市のオリジナルマスコットが必要ではないか。また観光や、まち興しの観点からも有効であると考え、オリジナルマスコット誕生について、市長に質問いたしました。

相沢議長 市長の答弁は、どうでしたか。

森山議員 はい。市長の答弁は、今後、子育て都市を目指して、また、伝建群などの観光PRもしていかなければならない時に、やはり、桐生らしいマスコットというものを考えなければならぬので、しっかりと受け止めて検討していく、ということでした。

しかし、その後、実現の動きが見られなかったため、平成21年第1回定例会3月議会において、再度、桐生市オリジナルマスコットの作成について、一般質問をさせていただきました。

相沢議長 今度は、どのような角度から、質問をしたのですか。

森山議員 はい。この時は、前回に示していなかった、他市の成功事例や経済効果、観光客数などの、具体的なデータを示しながら質問いたしました。

相沢議長 具体的なデータを提示しての質問ということですが、詳しく教えてもらえますか。

森山議員 はい。御当地キャラの横綱と言え、その当時、滋賀県彦根城のひこにゃんであります。その経済効果は、グッズの総売り上げだけでも、百数億円にも及ぶと言われております。彦根城築城400年祭において、3日間の観光消費総額は174億円であり、そのうちの約10%は、ひこにゃんグッズであったというデータがあります。そして、この御当地キャラの横綱ひこにゃんは、平成20年10月25日、26日に、ゆるキャラまつりin彦根というイベントを開催し、全国各地のゆるキャラが46体、ひこにゃんからの招待状で彦根に集結し、さまざまなイベントを繰り広げたそうであります。そのわずか2日間の観光客数は、4万6千人にのぼり、経済効果も何と、2億円あったそうであります。このように、御当地キャラは、当たれば大きな経済効果をもたらすことになり、グッズの売れ行き次第では、一つの産業をも生み出すことになります。また、雇用の創出にも繋がると考え、こういった御当地マスコットキャラクターのもたらす諸効果、及

び、作成に対する考えについて、質問いたしました。

相沢議長 その質問に対する当局の答弁は、どのようなものでしたか。

森山議員 はい。総合政策部長の答弁は、自治体のマスコットキャラクターについては、大きく2つのタイプに分類できるようである。1つは、イベントや名産品などをPRするために作るもの。もう一つは、自治体のイメージアップをねらい、イベントなどに係わらず、使用できるように作るものである、ということでした。そして、続いての答弁では、桐生市においては、ごみ減量のマスコットキャラクターとして、平成5年に、ごみるくんを作成している。マスコットキャラクターの作成については、行政として効果をねらう事業、イベントの実施や活用方法、あるいは時期などを検討し、明確にした上で、作成しなければならないものと思っている。桐生市として、観光や伝建群に特化したマスコットキャラクターが必要なのか、あるいは、桐生市らしさが表現できる、市全体のものが必要なのか、検討してまいりたい、ということでした。

相沢議長 なるほど。当時は、今ほど、ご当地キャラもありませんでしたし、他市のわかり易い成功例を挙げての政策提言というのは、非常に有効であると思います。この提案を受けて、どのような展開になったのですか。

森山議員 はい。このことにより、市制施行90周年の記念事業として、全国で作品を募集し、市制施行90周年式典で、キノピーを市民にお披露目することになりました。私としましては、感激の極みでした。しかし、ただ作成して、満足してもらっては困りますので、その後も、キノピーの価値を高めるための活用方法や、キノピーにツイッターやフェイスブックなどの、ソーシャルネットワークサービスを通じて、全国に発信するような取り組みが、桐生市のPRとなり、経済効果にも繋がると訴えさせていただいております。そこで、キノピーに期待する効果について、質問いたしました。

相沢議長 その質問に対して、どのような答弁が返ってきましたか。

森山議員 はい。総合政策部長の答弁は、議員おっしゃるような、その愛らしいキャラクターを活用して、デザインや気ぐるみの露出度、こういったものを可能な限り高めることにより、市外の方々には、新たに桐生市を知っていただく。そして、桐生市に興味を持っていただく。さらには、桐生市のよさを理解していただくきっかけにさせていただきたいと考えている、ということでした。そして、続いての答弁では、その他に市民の皆さんには、キノピーを通じて、これまで以上に、桐生市のすばらしさを御理解いただくとともに、桐生に、より愛着を持っていただくというようなことを目指している。そんな中で、市内では、企業の皆さんやいろいろな方々に、このキノピーを御活用いただくというようなことで、今、申し上げたような効果、これが最大限、高まりを見せるようにできればというようなことを第一に考えている、ということでした。

相沢議長 そういった議会でのやり取りがあって、キノピーが誕生したのですね。市長をはじめ当局も、キノピーが、こんなに有名になるとは思わなかったでしょうね。キノピーグッズも、ポロシャツを初め、バッグやネクタイなど、様々なものが商品化され、積極的に桐生市をPRしていますが、森山議員が考える、これからのキノピーの活用方法はありますか。

森山議員 はい。先程も、申し上げましたが、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスなどに、上手にリンクさせることができれば、最小限の経費で、最大限の効果を生み出せると思います。例えば、フェイスブックは、自分の名前や仕事などを明かした個人アカウントを持ちます。最近いい例といたしまして、神奈川県厚木市の「あゆコロちゃん」がフェイスブックを始めて、相当数の方が、あゆコロちゃんのページを見ている状況でございます。是非、キノピーにフェイスブックをやっていただいて、桐生のPRをしていただきたいと思います。また、SNSの中に、非常に拡散性の高い、ラインというものがございます。そちらのチャット機能に、スタンプというものがございます。切手というか、ハンコとさせていただければと思うのですが、大手メーカーが新商品を出す時の広報の手段として、いろんな表情や格好をしたスタンプをデザインして、利用しています。そういったものを、無料でユーザーに提供するというのも、キノピーの存在価値、また、桐生市の存在を広く周知する、いい手法であると考えております。

相沢議長 SNSを利用した桐生市のPRは、非常に有効な手段であると思います。これからも、キノピーを通じた桐生市のPRを期待しています。
森山議員、ありがとうございました。

〈市のPR、条例関係〉

相沢議長 それでは最後のコーナー、第4部に入ります。第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

冒頭にも申し上げましたが、2月の大雪ですが、市内全域で記録的な大雪となり、各所で被害が出ました。被害に遭われた皆様に、あらためてお見舞いを申し上げます。市民の皆様から、道路の除雪要望やカーポートや家屋の被害対応等、様々な要望を頂き、市当局に、この自然災害に対する対応を要望致しました。その後の、市当局の対応について、最初に周知を含め、報告をしたいと思います。

周東副議長 はい、2月14日、15日の大雪に伴い、桐生市としては、2月15日に災害警戒本部を設置し、様々な市民からの要望に対処してきました。その後、18日に、この大雪に対する対応が決定され、発表されました。その内容は、道路の除雪、住宅等に対する補助、農業被害への対応、高齢者や身障者世帯を対象とした相談窓口、雪害による廃棄物の処理、さらに、住宅の損壊に対する、固定資産税の減免措置などでした。

相沢議長 はい。その住宅等に対する補助ですが、本日3日から、受付を開始しております。この制度は、大雪による住宅被害の救済を目的とし、個人が所有し居住している住宅に付属する工作物の撤去や、復旧工事費用の一部を補助するものです。対象は、賃貸住宅を除く専用住宅、併用住宅（居住部分のみ）、住宅に付属するもの、車庫、物置です。対象工事は、大雪を原因として損壊した住宅の撤去や、復旧工事に要する経費が、10万円以上であることです。補助金額は、対象工事費の30%で、15万円を限度とします。詳細に関するお問い合わせは、桐生市役所 安全安心課まで、お願いいたします。なお、議会として、「豪雪被害に対する激甚災害指定を求める意見書」を、2月24日の本会議において、全会一致で採択し、国に送付いたしました。

周東副議長 それでは、次の話題に移ります。現在、第1回定例会3月議会の開催中です。明日から3日間は、平成26年度予算を審議する、予算特別委員会が開催されます。市民の皆様も、是非、傍聴にお越しください。審査開始時間は9時30分から、終了は夕方5時頃までを予定しています。そこで最初に、この予算について、概要説明をしたいと思います。

相沢議長 そうですね、平成26年度 桐生市一般会計予算は、総額で444億円となりました。平成25年度と比較して、3.7%増加しています。当初予算で前年を上回ったのは、3年ぶりです。皆さんの家庭のやり繰りで例えると、収入に当る歳入は、市税収入が1.3%増の132億6,000万円、地方交付税は2%増の、101億5,400万円となっています。

周東副議長 一方、家計で言う、支出となる歳出を見ますと、桐生球場の施設改修、三ツ堀団地の耐震改修、消防救急無線デジタル化整備事業や、各小学校の施設改修等の、26年度の投資的事業が新たに加わった結果、投資的経費が49.7%増の38億6,600万円となりました。また、第3子以降の保育料無料化も、予算計上されています。さらに、人口減少対策についても、市当局として、現時点として、出来る限りの対応をしたようです。

相沢議長 はい、明日からの予算特別委員会では、市民の声が反映されるよう、各委員の皆さんの頑張りに、期待をしています。

さて、平成26年度予算関係全般の話題は この位にして、今議会は2月24日から開かれて、26年度本予算、他一般議案20件の議案が本会議に提出され、26日から28日まで、各常任委員会の審査も終了しています。そこで、各委員会の審査議案の中から、市民生活に特に影響があると思われる議案を、紹介したいと思います。

周東副議長 はい、それでは、私が総務委員ですので、総務委員会に関係する議案から紹介します。委員会では、6議案を審査致しました。その中で、25年度一般会計補正予算で、プレミアム付き商品券 発行支援事業がありました。これは、リスナーの皆様もご存知と思いますが、前回実施

した、平成 24 年度の時は、より多くの方の利用できるようにとの配慮から、10%のプレミアム付きでしたが、今回は20%にもどして、桐生市として2,000万円の支援補助を行い、発行総額1億2千万円となります。

相沢議長 今回は20%ということで、お得な商品券として期待が持てます。また、25年度補正予算であることから、25年度内に対応ができ、4月からの消費税の増税による、消費の落ち込みに対する景気対策としても、期待できます。

周東副議長 次に、経済建設委員会に関係する議案の中から、紹介したいと思います。委員会では、4議案が審査されましたが、その中から、桐生市小口資金融資促進条例の、一部改正についての議案を、取り上げたいと思います。

相沢議長 その小口資金は、群馬県と桐生市の協調制度になっています。そして借換制度は、平成15年度から暫定措置として実施し、その後、平成25年度まで毎年度、暫定措置の延長を行っています。結論を申し上げれば、今回も延長を行うということで議案が出てきました。

周東副議長 具体的には、借換制度の延長です。現在借り入れている小口資金について、本条例に基づく、借換え(同一資金での借換え)ができる特例を適用する融資申込期間を、平成26年度末まで延長するものです。

2つ目が、貸付期間延長の、特例措置の延長です。現在借り入れている小口資金について、条例で定めている運転資金6年、設備資金8年の貸付期間を、最長3年間延長する特例措置を、平成26年度も継続実施するものです。

相沢議長 市民の皆さんの、経営環境の改善に役立つように、期待をしています。次に教育民生委員会では、10議案が審査されましたが、前回の放送でもお伝えした、国民健康保険税の算定における、資産割りを廃止する、国民健康保険税条例の一部改正についての議案について、説明します。

周東副議長 議案参考資料では、桐生市における、国民健康保険税の産割額については、被保険者の税負担能力に、必ずしも直結していないこと等の理由から、被保険者の理解が、得られにくい状況となっていました。この間、税込確保への努力、更には保険給付費の、伸びの鈍化の影響等によって、現在、およそ15億円の国民健康保険基金が醸成できていることに加え、社会保障制度改革 国民会議報告書(H25.8.5)において、国民健康保険事業の、広域化の目途(平成29年度)が示されたことにより、同基金を活用した、国民健康保険税 按分率見直しの環境が整ったことから、平成26年度課税分から、資産割額の廃止等を、行なおうとするものです、と経緯を説明しています。

相沢議長 そうですね。資産割額の廃止の要望は、多く寄せられていました。今後、国民健康保険事業の広域化ということもありますが、この事業を支えて行くのは、市民の皆さんです。これからも議会として、市民の皆様の理解を頂けるような仕組みになるよう、努めてまいります。

周東副議長 さて、今回は、現在開催中の第1回定例会の中から、常任委員会における審査議案を、リスナーの皆様にお伝えしました。時間の関係もありますので、この位で、第1回定例会についての話題を、終了したいと思います。以上で、第4部を終了します。